

1. 特定事業計画認定申請・認定状況（総括表）

H25.9.30現在

法人タクシー					個人タクシー				
特定事業計画認定申請			事業再構築			対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	
対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	単独による事業再構築認定事業者	共同による事業再構築認定事業者	減車・休車車両数				
					減車	休車			
64	63	63	49	1(3)	410	16	1,312	1,306	1,306

基準車両数	H21.9.30現在の車両数	H21.10.1～H22.4.11までの減車車両数	H22.4.12(特定事業計画受付開始日)現在の車両数	事業再構築による減車・休車数	H22.4.12以降の事業再構築によらない減車数	事業再構築による減車・休車実施後の車両数	基準車両数からの減車車両数	基準車両数からの減車率	事業再構築による減休車数の基準車両数に対する減車率
5,349	5,411	73	5,338	426 ※(426)	84 ※(78)	4,828 ※(4,834)	521 ※(515)	9.7% ※(9.6%)	8.0% ※(8.0%)

※ ()内は前回資料時提示車両数

2. 特定事業の事業別認定状況

1/2

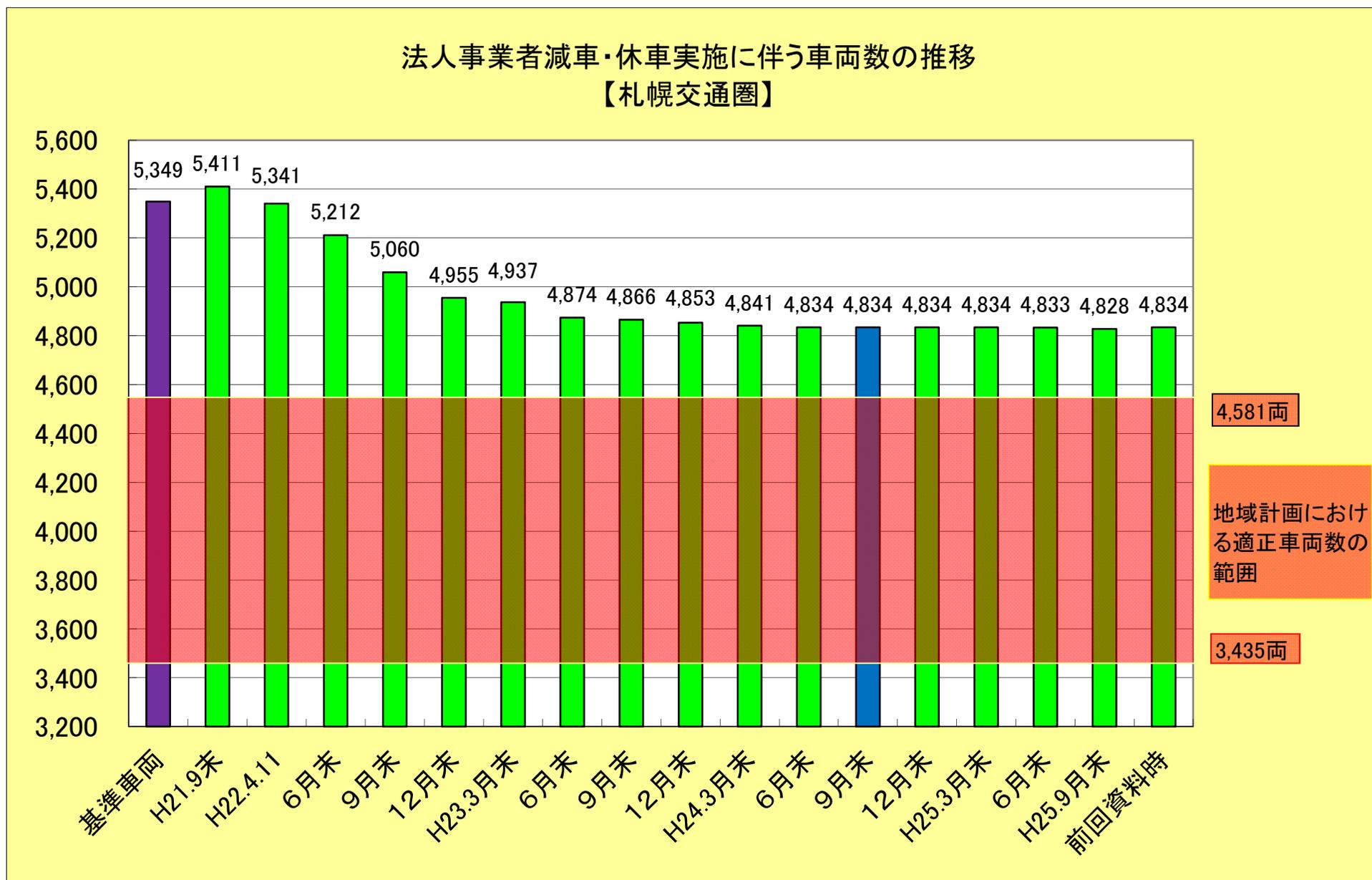
法人事業者

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
1① サービス提供レベルに関するモニター調査の実施・活用	11
1② サービス向上のための教育・研修の実施	8
1③ 地理教育の徹底	4
1④ 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び「お気軽にどうぞ」を呼びかける利用者へのPR	6
1⑨ 介護タクシーの運行	1
1⑩ 子育て支援タクシーの運行	2
1⑪ チャイルドシートの導入	1
1⑫ 妊婦支援タクシーの運行	1
1⑭ 観光タクシー乗務員認定制度の導入	3
1⑯ 事業者における自社Webサイトの開設	2
2① 日勤勤務（1車1人）から隔日勤務への転換等による効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上	1
2② デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	2
2④ 車両費用等の削減	2
3② デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	12
3③ 日勤勤務（1車1人）から隔日勤務への転換等による長時間労働の短縮	3
3④ 嘱託・定時制運転者の採用年齢制限の導入	2
3⑥ 健康診断等の充実	1
3⑦ 防犯訓練の実施	2
3⑧ 防犯カメラ等の導入	1
5② 主要地下鉄駅周辺、繁華街、大型スーパー等における混雑地域における違法駐停車の防止策の構築と徹底	3
5③ タクシー乗り場及び周辺における美化の促進	1
5④ ハイブリット車、EV車等低公害車の導入促進	2
5⑦ アイドリングストップ運動の推進	40
5⑧ グリーン経営認証の取得	2
5⑨ エコドライブの推進	4
5⑩ 安全プラン2009の目標値達成に向けての取り組みの推進	8
5⑫ ドライブレコーダーを活用した安全運転の徹底・事故分析	14
計	139

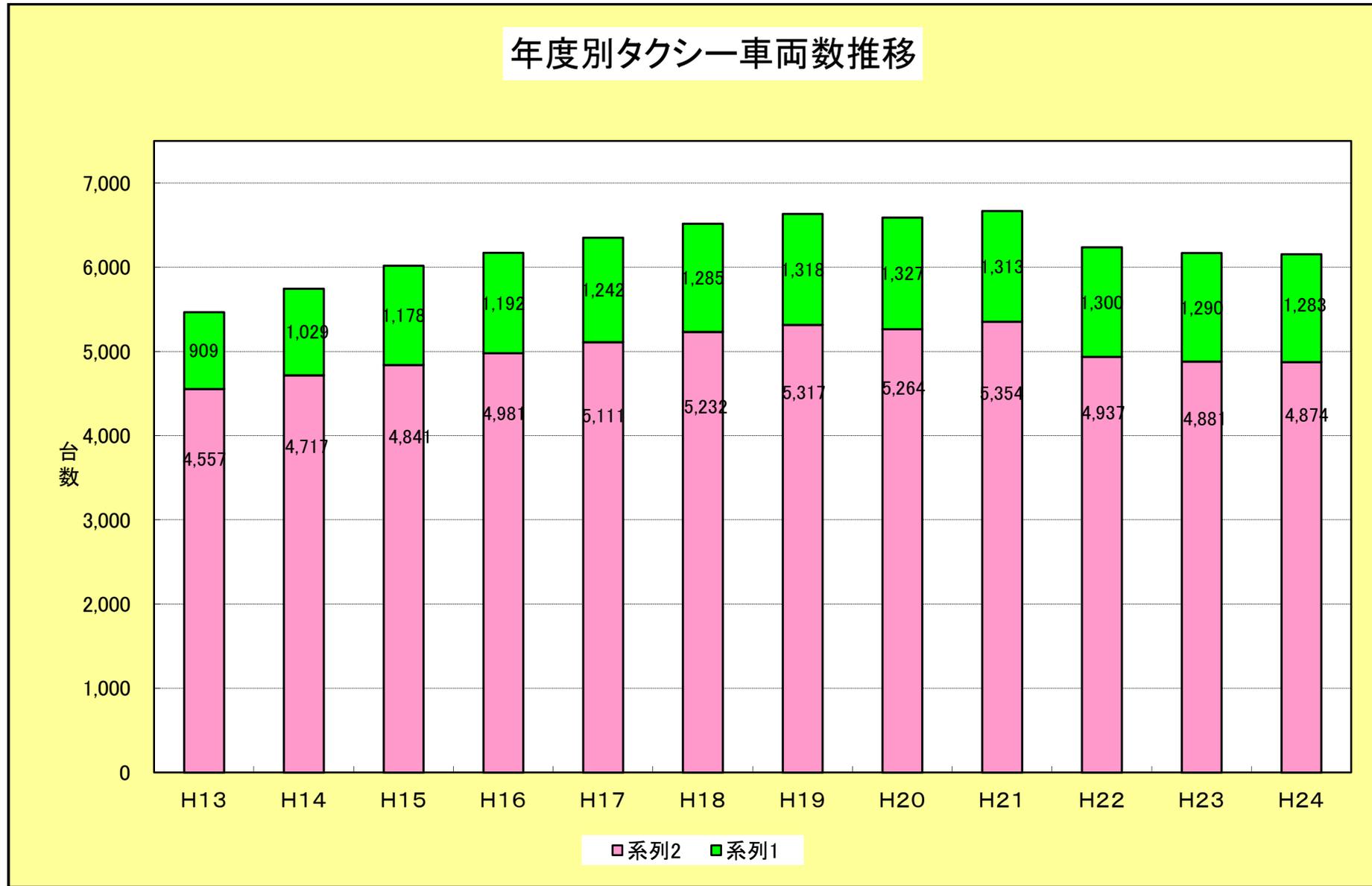
個人事業者

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
1④ 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び「お気軽にどうぞ」を呼びかける利用者へのPR	1,321
1⑤ ETCの導入	6
1⑥ カーナビの導入	10
1⑩ 子育て支援タクシーの運行	26
1⑫ 妊婦支援タクシーの運行	7
1⑬ ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	1
1⑮ 電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	8
2④ 車両費用等の削減	129
4① タクシー事業者・運転者ランク評価制度の導入及び利用者へのPR活動	89
5③ タクシー乗り場及び周辺における美化の促進	64
5④ ハイブリット車、EV車等低公害車の導入促進	6
5⑥ 後付けアイドリングストップ装置の導入	1
5⑦ アイドリングストップ運動の推進	462
5⑨ エコドライブの推進	827
計	2,957

3. 事業再構築(減・休車)の進捗状況



4. 規制緩和後の車両数の状況



5. 特定事業計画認定申請・認定状況（事業者別）

H25.9.30現在

番号	ハイ・タク グループ区分	特定事業計画認定申請					事業再構築				保有車両数					増減率	備考	
		申請年月日	認定年月日	認定 番号	特 定 事業数	特定事業最 終実施時期	単独	共同	減休車車両数		基 準 車両数	H21.9.30 時点	申請時 車両数	認定後 減車数	再構 築後			増減数
									減車	休車								
1	A	H22.4.22	H22.4.28	77	2	H22.5	○		40		400	400	400		360	-40	-10.0%	
2		H22.4.22	H22.4.28	74	2	H22.5	○		34		331	331	331		297	-34	-10.3%	
3	B	H22.4.16	H22.4.26	64	2	H23.3				90	100	100	20	80	-10	-11.1%		
4		H22.4.16	H22.4.26	65	2	H23.3	○		13		259	189	189	-56	232	-27	-10.4%	
5		H22.4.16	H22.4.26	62	2	H23.3	○		4		0	60	60	56	0	0		
6		H22.4.16	H22.4.26	63	2	H23.3	○		10		98	98	98		88	-10	-10.2%	
7		H22.4.27	H22.5.13	113	2	H23.3	○		7		86	64	64	-20	77	-9	-10.5%	
8		H22.4.16	H22.4.26	61	2	H23.3	○		11		93	102	102	8	83	-10	-10.8%	
9		H22.4.23	H22.4.28	79	2	H23.3	○		5		51	42	42	-8	45	-6	-11.8%	
10	C	H22.4.30	H22.5.24	162	2	H22.7	○		18		260	246	240	-12	234	-26	-10.0%	
11		H22.4.30	H22.5.19	148	2	H22.7	○		3		174	116	115	-44	156	-18	-10.3%	◎
12		H22.4.30	H22.5.24	161	2	H22.7	○		0		0	62	62	62	0	0		
13	D	H22.4.27	H22.5.13	103	2	H22.7	○		9		140	135	135		126	-14	-10.0%	
14		H22.4.22	H22.4.28	76	2	H22.7	○		11		119	118	118		107	-12	-10.1%	
15		H22.4.28	H22.5.13	123	3	H22.5	○		4		54	52	52		48	-6	-11.1%	
16		H22.4.27	H22.5.13	104	3	H22.7	○		2		20	20	20		18	-2	-10.0%	
17	E	H22.4.20	H22.4.26	66	2	H22.4	○		5		70	50	50	-18	63	-7	-10.0%	
18		H22.5.11	H22.5.24	167	2	H22.7	○		2		0	20	20	18	0	0		
19	F	H22.4.28	H22.5.24	154	4	H22.7	○		6		85	85	82		76	-9	-10.6%	
20		H22.4.28	H22.5.24	155	4	H22.7					64	64	57		57	-7	-10.9%	
21	G	H22.5.6	H22.6.22	43	3	H22.9		①	7	2	129	129	129		120	-9	-7.0%	
22		H22.5.6	H22.6.22	43	3	H22.9		①	8	2	231	140	140	-73	203	-28	-12.1%	
23		H22.5.6	H22.6.22	43	3	H22.9		①	3	10	50	50	50		37	-13	-26.0%	
24	H	H22.4.12	H22.4.23	49	6	H23.2	○		7		83	81	81		74	-9	-10.8%	
25		H22.4.12	H22.4.23	50	6	H23.2	○		4		45	44	44		40	-5	-11.1%	

番号	ハイ・タク グループ区分	特定事業計画認定申請					事業再構築				保有車両数					増減率	備考	
		申請年月日	認定年月日	認定 番号	特 定 事業数	特定事業最 終実施時期	単 独	共 同	減休車車両数		基 準 車 両 数	H21.9.30 時 点	申 請 時 車 両 数	認 定 後 減 車 数	再 構 築 後			増 減 数
									減 車	休 車								
26	I	H22.4.30	H22.5.24	158	2	H22.8	○		11		103	103	103		92	-11	-10.7%	
27		H22.4.30	H22.5.24	159	2	H22.8	○		7		70	70	70		63	-7	-10.0%	
28		H22.6.16	H22.6.25	343	1	H22.8	○		21		206	206	206		185	-21	-10.2%	
29		H22.4.21	H22.4.28	75	2	H22.5	○		11		214	203	203		192	-22	-10.3%	
30		H22.4.19	H22.5.13	98	2	H23.2	○		8		111	107	107		99	-12	-10.8%	
31		H22.5.6	H22.5.13	122	3	H22.6	○		10		0	91	91	81	0	0		
32		H22.4.15	H22.5.13	97	1	H22.6	○		13		130	130	130		117	-13	-10.0%	
33		H22.5.11	H22.5.24	164	2	H22.7	○		8		75	75	75		67	-8	-10.7%	
34		H22.5.7	H22.5.24	163	1	H22.6					47	74	61		61	14	29.8%	
35		H22.6.3	H22.6.21	324	4	H22.10	○		8		73	73	73		65	-8	-11.0%	
36		H22.4.23	H22.4.28	78	2	H22.11	○		11		111	110	110		99	-12	-10.8%	
37		H22.4.26	H22.5.13	99	2	H22.7	○		5		107	101	101		96	-11	-10.3%	
38		H22.4.16	H22.5.13	96	2	H22.8	○		3		60	57	57		54	-6	-10.0%	
39		H22.5.12	H22.5.24	169	1	H22.12	○		5		50	50	50		45	-5	-10.0%	
40		H22.4.30	H22.5.24	157	1	H22.7	○		6		57	57	57		51	-6	-10.5%	
41		H22.4.28	H22.5.13	102	1	H22.7	○		4		63	60	60		56	-7	-11.1%	
42		H22.4.30	H22.5.24	160	1	H22.7	○		5		50	50	50		45	-5	-10.0%	
43		H22.4.30	H22.5.13	114	1	H22.5	○		7		79	78	78		71	-8	-10.1%	
44		H22.4.30	H22.5.17	142	1	H22.5					50	50	50		50	0	0.0%	
45		H22.4.28	H22.5.6	86	1	H22.5	○		5		45	45	45		40	-5	-11.1%	
46		H22.6.16	H22.7.6	355	1	H22.7	○		3		35	34	34		31	-4	-11.4%	
47		H22.4.30	H22.5.24	156	1	H22.6					22	25	25	6	19	-3	-13.6%	◎
48		H22.7.12	H22.8.11	424	1	H22.10					18	5	5	-11	16	-2	-11.1%	
49		H22.7.15	H22.8.11	425	3	H22.10					49	49	49	1	48	-1	-2.0%	◎
50		H22.4.27	H22.5.13	106	1	H23.11	○		10		70	95	95		85	15	21.4%	◎

番号	ハイタク グループ区分	特定事業計画認定申請					事業再構築				保有車両数					増減率	備考	
		申請年月日	認定年月日	認定 番号	特 定 事業数	特定事業最 終実施時期	単 独	共 同	減休車車両数		基 準 車両数	H21.9.30 時点	申請時 車両数	認定後 減車数	再構 築後			増減数
									減車	休車								
51		H22.4.28	H22.5.13	105	1	H22.11					50	50	50		50	0	0.0%	
52		H22.5.25	H22.6.21	327	2	H22.10	○		1		0	13	12	11	0	0		
53		H22.4.30	H22.5.17	143	1	H22.5	○		4		39	39	39		35	-4	-10.3%	
54		H22.7.6	H22.7.9	365	1	H22.8	○		2	2	52	42	42	38	0	-52	-100.0%	
55		H22.5.11	H22.5.24	168	1	H22.6	○		2		109	100	100		98	-11	-10.1%	
56		H22.5.12	H22.5.24	166	1	H22.6	○		5		24	30	26		21	-3	-12.5%	◎
57											15	12	0		0	-15	-100.0%	
58		H22.7.9	H22.7.20	372	2	H22.7	○		3		20	20	20		17	-3	-15.0%	
59		H22.7.8	H22.7.20	371	9	H22.11					40	125	100		100	60	150.0%	
60		H22.4.28	H22.5.26	179	1	H22.6	○		1		42	38	38		37	-5	-11.9%	
61		H22.7.12	H22.7.20	373	1	H22.9					22	27	27		27	5	22.7%	
62		H22.4.14	H22.5.13	94	3	H22.7	○		1		19	19	19		18	-1	-5.3%	
63		H22.5.17	H22.6.10	276	1	H22.9	○		17		70	80	80		63	-7	-10.0%	
64		H22.7.15	H22.8.11	426	1	H22.9					20	20	19	19	0	-20	-100.0%	
法人	対象 64社	63	63				49	1	410	16	5,349	5,411	5,338	78	4,834	-515	-9.6%	

注1 「基準車両数」は、平成20年7月11日と平成19年11月20日（特定特別監視地域の指定日）現在におけるタクシー車両の合計数が多い方の数値

注2 「No.21」、「No.22」及び「No.23」は共同事業再構築を含む特定事業計画として認定。

注3 備考の「◎」は、前回協議会以降、減車車両数を増加させた事業者。

注4 薄赤色セルは、休止事業者。

6. 減車非協力事業者に対する措置（北海道運輸局）

1. 事業再構築に係るヒアリング実施

※ 減車に対する会社の意向を聴取

第1期	平成22年11月29日～12月8日	・・・	11社
第2期	平成23年3月10日～3月11日	・・・	4社
第3期（2回目）	平成23年4月26日～5月16日	・・・	10社

2. 特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査の実施

※ 収益基盤の改善及び運転者の労働条件の改善・向上等の状況確認のための報告の義務付け及び調査

第1回目	平成23年 6月17日報告書提出指示	・・・	9社
第2回目	平成23年12月26日報告書提出指示	・・・	9社

3. 行政処分日車数の加重措置（一定の違反に限る）

A	特別監視地域に指定後、新規許可等を受けた事業者	・・・・・・・・・・・・	3.5倍
B	監査時車両数を基準車両数よりも増加させている事業者	・・・・・・・・・・・・	3.5倍
C	監査時車両数が基準車両数以下で		
	(1) 基準車両数の5%以上を減少させていない事業者	・・・・・・・・・・・・	2倍
	(2) 平成21年10月1日以降に基準車両数の5%以上を減少させている事業者		1.5倍
	(3) 平成21年9月30日までに基準車両数の5%以上を減少させている事業者		1倍

4. 今後の行政措置

引き続き「2. 特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査」を実施する。

7. 法人タクシー輸送実績の推移

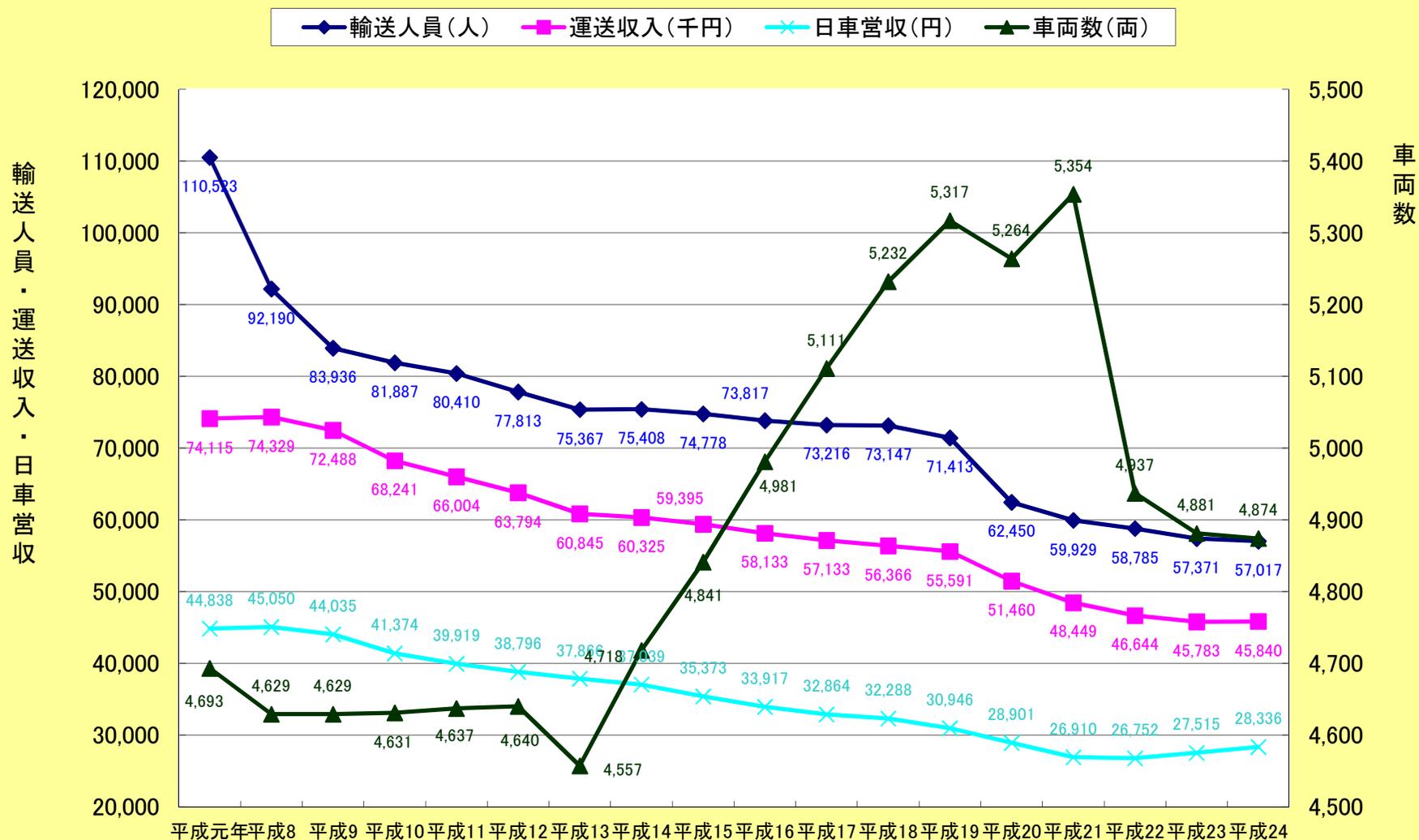
1 / 2

札幌交通圏

年度	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	実車キロ			輸送回数		運送収入	
				実車キロ(km)	実車率 (%)	1日1車 当り(km)	輸送回数(回)	1日1車 当り(回)	運送収入(千円)	1日1車 当り(円)
昭和60年	1,668,253	1,646,735	98.7	245,108,898	42.7	148.8	66,443,874	40.3	64,769,702	39,332
平成元年	(100) 1,692,189	(100) 1,652,965	97.7	(100) 282,776,940	47.1	(100) 171.1	(100) 74,146,576	(100) 44.9	(100) 74,115,148	(100) 44,838
平成8年	1,688,412	1,649,949	97.7	227,742,571	42.0	138.0	61,521,794	37.3	74,329,631	45,050
平成9年	1,689,585	1,646,152	97.4	208,531,680	39.9	126.7	56,985,738	34.6	72,488,064	44,035
平成10年	1,689,582	1,649,391	97.6	194,569,690	38.4	118.0	54,629,466	33.1	68,241,101	41,374
平成11年	1,695,035	1,653,450	97.5	187,408,763	37.4	113.3	53,760,525	32.5	66,004,367	39,919
平成12年	1,692,265	1,644,340	97.2	180,009,290	37.0	109.5	52,533,926	31.9	63,794,350	38,796
平成13年	(98) (100) 1,649,985	(97) (100) 1,606,868	97.4	(61) (100) 172,242,787	36.1	(63) (100) 107.2	(69) (100) 50,840,706	(70) (100) 31.6	(82) (100) 60,845,977	(84) (100) 37,866
平成14年	1,675,146	1,628,718	97.2	171,101,119	35.9	105.1	50,953,122	31.3	60,325,852	37,039
平成15年	1,739,228	1,679,111	96.5	168,364,258	35.1	100.3	50,394,023	30.0	59,395,410	35,373
平成16年	1,790,914	1,714,008	95.7	163,130,080	34.8	95.2	49,798,473	29.1	58,133,678	33,917
平成17年	1,838,838	1,738,479	94.5	162,171,711	34.5	93.3	49,329,752	28.4	57,133,771	32,864
平成18年	1,861,699	1,745,716	93.8	158,498,173	34.2	90.8	49,266,868	28.2	56,366,014	32,288
平成19年	1,930,602	1,796,436	93.1	152,798,110	33.5	85.1	47,554,428	26.5	55,591,971	30,946
平成20年	1,923,001	1,780,570	92.6	134,250,435	30.9	75.4	42,545,496	23.9	51,460,512	28,901
平成21年	1,926,226	1,794,818	93.2	125,649,860	29.4	70.0	40,729,091	22.7	48,448,692	26,994
平成22年	1,846,563	1,743,561	94.4	121,249,276	30.0	69.5	39,554,393	22.7	46,643,584	26,752
平成23年	1,764,416	1,663,969	94.3	118,747,403	30.9	71.4	38,778,248	23.3	45,783,413	27,515
平成24年	(104) (107) 1,760,958	(101) (104) 1,617,739	91.9	(42) (69) 118,095,095	32.9	(42) (67) 73.0	(52) (76) 38,886,410	(52) (74) 24.0	(62) (75) 45,839,617	(61) (73) 28,336
対前年比	99.8%	97.2%	97.4%	99.5%	106.5%	102.3%	100.3%	103.1%	100.1%	103.0%

平成13年度より福祉限定事業者を除く

札幌交通圏の日車營收等の推移(法人タクシー)



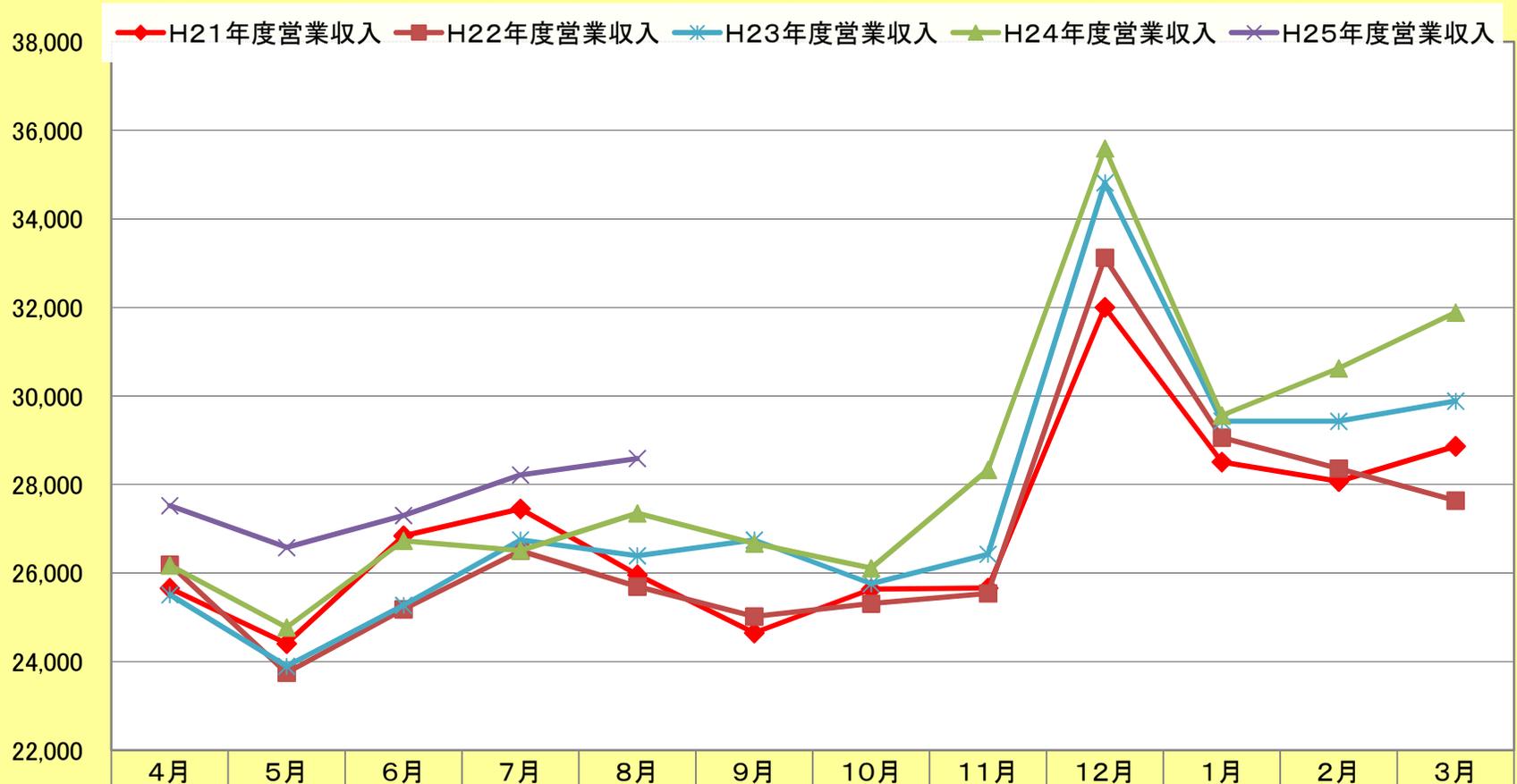
平成13年度より福祉限定事業者を除く

8. 法人タクシー月別輸送実績の推移等【札幌交通圏】

		延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	実働率	走行キロ (km)	実車キロ (km)	実車率	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (千円)	実働日車当たり				
											走行キロ (km)	実車キロ (km)	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (円)
4月	21年度	156,112	146,435	93.8%	35,786,770	9,752,379	27.3%	3,161,149	4,664,853	3,757,036	244.4	66.6	21.6	31.9	25,657
	22年度	160,390	149,285	93.1%	35,680,561	10,152,365	28.5%	3,323,464	4,855,880	3,910,373	239.0	68.0	22.3	32.5	26,194
	23年度	146,407	140,121	95.7%	33,415,214	9,324,909	27.9%	3,047,077	4,478,673	3,574,769	238.5	66.5	21.7	32.0	25,512
	24年度	144,403	135,137	93.6%	30,986,115	9,181,554	29.6%	3,049,564	4,502,026	3,537,273	229.3	67.9	22.6	33.3	26,175
	25年度	145,107	131,362	90.5%	29,604,511	9,322,168	31.5%	3,112,580	4,526,343	3,615,497	225.4	71.0	23.7	34.5	27,523
	前年比	100.5%	97.2%	-3.1%	95.5%	101.5%	1.9%	102.1%	100.5%	102.2%	98.3%	104.6%	104.9%	103.6%	105.1%
5月	21年度	162,524	149,875	92.2%	35,899,668	9,549,848	26.6%	3,071,689	4,525,618	3,658,174	239.5	63.7	20.5	30.2	24,408
	22年度	163,997	150,759	91.9%	34,619,924	9,405,581	27.2%	3,031,087	4,491,981	3,580,576	229.6	62.4	20.1	29.8	23,750
	23年度	150,964	141,776	93.9%	32,691,957	8,855,023	27.1%	2,913,645	4,357,961	3,387,682	230.6	62.5	20.6	30.7	23,895
	24年度	148,952	137,985	92.6%	31,090,459	8,923,002	28.7%	3,143,619	4,266,499	3,418,292	225.3	64.7	22.8	30.9	24,773
	25年度	146,251	131,662	90.0%	29,356,477	9,064,402	30.9%	2,982,774	4,347,441	3,499,170	223.0	68.8	22.7	33.0	26,577
	前年比	98.2%	95.4%	-2.6%	94.4%	101.6%	2.2%	94.9%	101.9%	102.4%	99.0%	106.3%	99.6%	106.8%	107.3%
6月	21年度	156,490	147,465	94.2%	35,975,151	10,135,004	28.2%	3,304,427	4,867,767	3,958,374	244.0	68.7	22.4	33.0	26,843
	22年度	156,895	147,803	94.2%	34,461,021	9,791,221	28.4%	3,114,253	4,605,699	3,722,446	233.2	66.2	21.1	31.2	25,185
	23年度	146,260	139,423	95.3%	32,530,287	9,234,161	28.4%	2,960,716	4,388,057	3,523,541	233.3	66.2	21.2	31.5	25,272
	24年度	144,942	135,503	93.5%	31,224,939	9,494,972	30.4%	3,036,445	4,731,971	3,622,310	230.4	70.1	22.4	34.9	26,732
	25年度	145,027	130,637	90.1%	29,227,871	9,306,621	31.8%	2,980,835	4,351,551	3,566,704	223.7	71.2	22.8	33.3	27,302
	前年比	100.1%	96.4%	-3.4%	93.6%	98.0%	1.4%	98.2%	92.0%	98.5%	97.1%	101.6%	101.8%	95.4%	102.1%
7月	21年度	161,854	152,581	94.3%	37,622,398	10,859,553	28.9%	3,466,814	5,107,460	4,188,755	246.6	71.2	22.7	33.5	27,453
	22年度	158,833	150,617	94.8%	35,692,988	10,451,538	29.3%	3,315,681	4,935,405	3,992,085	237.0	69.4	22.0	32.8	26,505
	23年度	150,870	142,915	94.7%	33,602,567	10,050,982	29.9%	3,173,653	4,657,005	3,823,305	235.1	70.3	22.2	32.6	26,752
	24年度	149,878	138,615	92.5%	31,567,873	9,663,707	30.6%	3,052,467	4,528,422	3,674,852	227.7	69.7	22.0	32.7	26,511
	25年度	145,823	132,164	90.6%	29,949,711	9,791,303	32.7%	3,045,736	4,458,856	3,729,449	226.6	74.1	23.0	33.7	28,218
	前年比	97.3%	95.3%	-1.9%	94.9%	101.3%	2.1%	99.8%	98.5%	101.5%	99.5%	106.3%	104.5%	103.1%	106.4%
8月	21年度	162,967	151,683	93.1%	36,247,727	10,334,384	28.5%	3,258,326	4,844,524	3,937,917	239.0	68.1	21.5	31.9	25,961
	22年度	157,395	148,343	94.2%	34,108,971	10,005,809	29.3%	3,178,421	4,754,803	3,812,048	229.9	67.5	21.4	32.1	25,698
	23年度	150,444	141,204	93.9%	32,636,636	9,785,847	30.0%	3,102,202	4,694,062	3,726,802	231.1	69.3	22.0	33.2	26,393
	24年度	149,725	137,930	92.1%	31,339,723	9,907,945	31.6%	3,137,418	4,663,950	3,772,511	227.2	71.8	22.7	33.8	27,351
	25年度	149,575	133,378	89.2%	29,686,138	10,018,450	33.7%	3,178,167	4,688,951	3,813,256	222.6	75.1	23.8	35.2	28,590
	前年比	99.9%	96.7%	-3.0%	94.7%	101.1%	2.1%	101.3%	100.5%	101.1%	98.0%	104.6%	104.8%	104.1%	104.5%
9月	21年度	158,041	146,748	92.9%	34,609,176	9,495,974	27.4%	3,081,555	4,433,669	3,617,579	235.8	64.7	21.0	30.2	24,652
	22年度	151,463	143,966	95.1%	33,182,935	9,444,331	28.5%	3,019,054	4,530,842	3,602,529	230.5	65.6	21.0	31.5	25,023
	23年度	143,577	135,113	94.1%	31,436,354	9,458,048	30.1%	3,043,728	4,367,387	3,614,044	232.7	70.0	22.5	32.3	26,748
	24年度	145,044	132,883	91.6%	29,963,567	9,298,932	31.0%	2,973,778	4,408,055	3,544,308	225.5	70.0	22.4	33.2	26,672
	前年比	101.0%	98.3%	-2.5%	95.3%	98.3%	0.9%	97.7%	100.9%	98.1%	96.9%	100.0%	99.6%	102.8%	99.7%

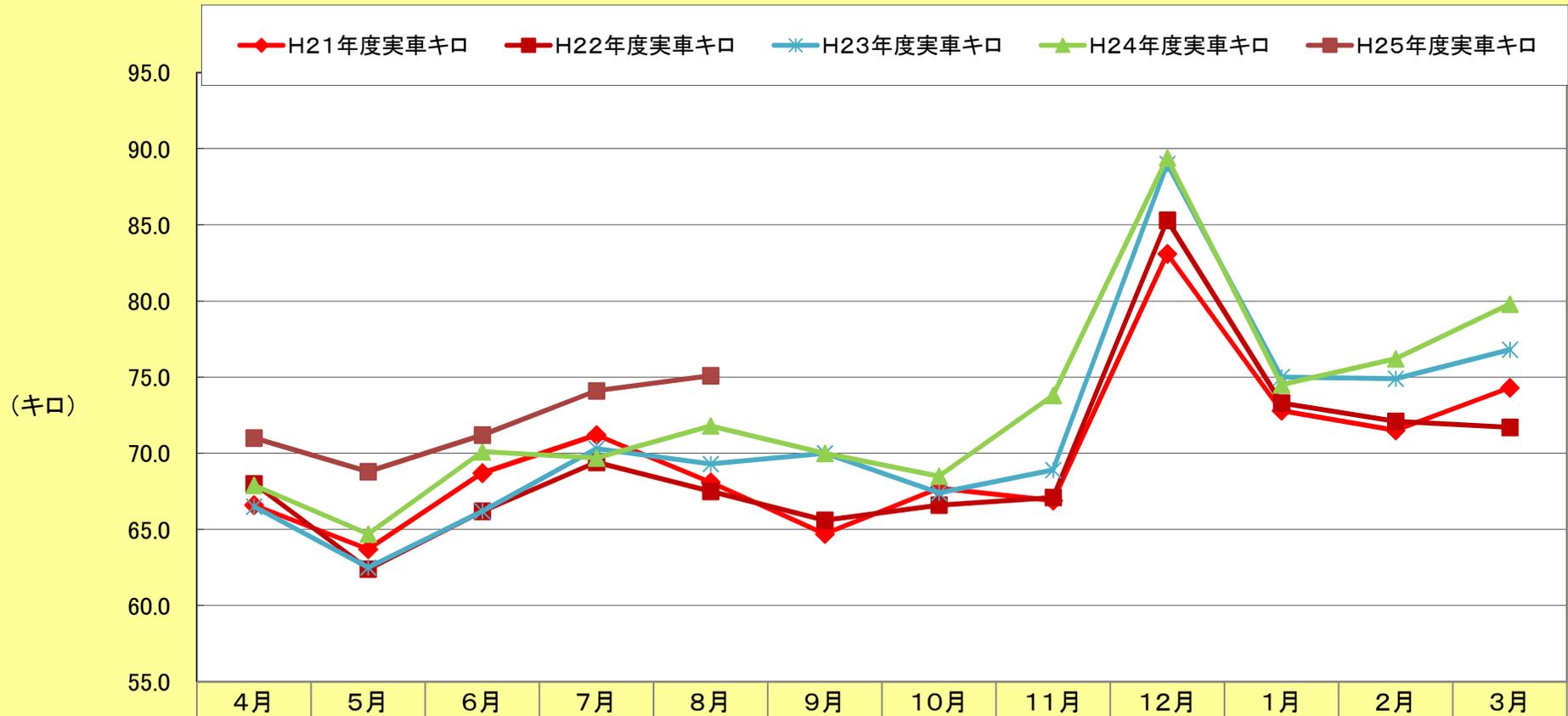
		延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	実働率	走行キロ (km)	実車キロ (km)	実車率	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (千円)	実働日車当たり				
											走行キロ (km)	実車キロ (km)	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (円)
10月	21年度	163,399	153,517	94.0%	36,793,801	10,396,771	28.3%	3,377,729	4,837,274	3,935,442	239.7	67.7	22.0	31.5	25,635
	22年度	155,255	147,734	95.2%	34,163,466	9,832,813	28.8%	3,149,206	4,660,313	3,739,361	231.2	66.6	21.3	31.5	25,311
	23年度	148,049	139,513	94.2%	32,005,432	9,396,286	29.4%	3,041,788	4,541,547	3,593,777	229.4	67.4	21.8	32.6	25,759
	24年度	149,754	137,865	92.1%	30,984,960	9,438,626	30.5%	3,038,768	4,452,272	3,599,687	224.7	68.5	22.0	32.3	26,110
	前年比	101.2%	98.8%	-2.2%	96.8%	100.5%	1.1%	99.9%	98.0%	100.2%	98.0%	101.6%	100.9%	99.1%	101.4%
11月	21年度	159,275	148,218	93.1%	35,164,082	9,920,861	28.2%	3,187,394	4,717,021	3,803,724	237.2	66.9	21.5	31.8	25,663
	22年度	148,806	142,049	95.5%	33,085,142	9,527,045	28.8%	3,109,179	4,569,333	3,628,428	232.9	67.1	21.9	32.2	25,543
	23年度	143,449	135,801	94.7%	31,223,522	9,352,126	30.0%	3,033,540	4,451,267	3,588,830	229.9	68.9	22.3	32.8	26,427
	24年度	145,120	133,785	92.2%	30,452,549	9,877,561	32.4%	3,279,443	4,820,703	3,790,466	227.6	73.8	24.5	36.0	28,333
	前年比	101.2%	98.5%	-2.5%	97.5%	105.6%	2.5%	108.1%	108.3%	105.6%	99.0%	107.1%	109.9%	109.8%	107.2%
12月	21年度	164,901	154,538	93.7%	38,450,007	12,844,637	33.4%	4,062,765	6,054,199	4,946,031	248.8	83.1	26.3	39.2	32,005
	22年度	152,304	145,489	95.5%	35,945,903	12,412,347	34.1%	4,093,113	6,049,526	4,819,116	247.1	85.3	28.1	41.6	33,124
	23年度	147,942	140,288	94.8%	33,603,387	12,481,231	37.1%	4,074,317	6,043,986	4,884,292	239.5	89.0	29.0	43.1	34,816
	24年度	149,754	137,304	91.7%	30,564,751	12,277,894	40.2%	3,989,910	5,788,743	4,886,956	222.6	89.4	29.1	42.2	35,592
	前年比	101.2%	97.9%	-3.1%	91.0%	98.4%	3.0%	97.9%	95.8%	100.1%	92.9%	100.4%	100.3%	97.9%	102.2%
1月	21年度	165,386	150,834	91.2%	33,603,870	10,977,103	32.7%	3,622,152	5,356,186	4,300,552	222.8	72.8	24.0	35.5	28,512
	22年度	152,291	142,041	93.3%	30,627,440	10,416,777	34.0%	3,492,694	5,210,896	4,128,110	215.6	73.3	24.6	36.7	29,063
	23年度	147,684	136,030	92.1%	29,545,770	10,197,543	34.5%	3,425,381	5,047,044	4,003,905	217.2	75.0	25.2	37.1	29,434
	24年度	149,854	133,574	89.1%	27,452,368	9,952,214	36.3%	3,358,315	4,842,180	3,948,715	205.5	74.5	25.1	36.3	29,562
	前年比	101.5%	98.2%	-3.0%	92.9%	97.6%	1.7%	98.0%	95.9%	98.6%	94.6%	99.3%	99.6%	97.8%	100.4%
2月	21年度	149,809	139,076	92.8%	31,064,381	9,945,573	32.0%	3,358,911	4,976,475	3,903,966	223.4	71.5	24.2	35.8	28,071
	22年度	137,771	131,153	95.2%	29,410,220	9,457,578	32.2%	3,300,636	4,999,777	3,719,945	224.2	72.1	25.2	38.1	28,363
	23年度	139,777	131,322	94.0%	28,911,780	9,829,907	34.0%	3,366,596	5,019,622	3,864,724	220.2	74.9	25.6	38.2	29,429
	24年度	135,652	123,178	90.8%	25,113,784	9,381,825	37.4%	3,222,940	4,722,339	3,772,328	203.9	76.2	26.2	38.3	30,625
	前年比	97.0%	93.8%	-3.1%	86.9%	95.4%	3.4%	95.7%	94.1%	97.6%	92.6%	101.7%	102.3%	100.3%	104.1%
3月	21年度	165,468	153,848	93.0%	36,590,410	11,437,773	31.3%	3,776,180	5,544,629	4,441,142	237.8	74.3	24.5	36.0	28,867
	22年度	151,163	144,322	95.5%	33,504,937	10,351,871	30.9%	3,427,605	5,120,678	3,988,567	232.2	71.7	23.7	35.5	27,637
	23年度	148,993	140,463	94.3%	32,838,585	10,781,340	32.8%	3,595,605	5,324,327	4,197,741	233.8	76.8	25.6	37.9	29,885
	24年度	147,880	133,980	90.6%	28,571,744	10,696,863	37.4%	3,603,743	5,289,678	4,271,917	213.3	79.8	26.9	39.5	31,885
	前年比	99.3%	95.4%	-3.7%	87.0%	99.2%	4.6%	100.2%	99.3%	101.8%	91.2%	103.9%	105.1%	104.2%	106.7%

実働日車当り営業収入の推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆ H21年度営業収入	25,657	24,408	26,843	27,453	25,961	24,652	25,635	25,663	32,005	28,512	28,071	28,867
■ H22年度営業収入	26,194	23,750	25,185	26,505	25,698	25,023	25,311	25,543	33,124	29,063	28,363	27,637
✧ H23年度営業収入	25,512	23,895	25,272	26,752	26,393	26,748	25,759	26,427	34,816	29,434	29,429	29,885
▲ H24年度営業収入	26,175	24,773	26,732	26,511	27,351	26,672	26,110	28,333	35,592	29,562	30,625	31,885
✕ H25年度営業収入	27,523	26,577	27,302	28,218	28,590							

実働日車当り実車キロの推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H21年度実車キロ	66.6	63.7	68.7	71.2	68.1	64.7	67.7	66.9	83.1	72.8	71.5	74.3
H22年度実車キロ	68.0	62.4	66.2	69.4	67.5	65.6	66.6	67.1	85.3	73.3	72.1	71.7
H23年度実車キロ	66.5	62.5	66.2	70.3	69.3	70.0	67.4	68.9	89.0	75.0	74.9	76.8
H24年度実車キロ	67.9	64.7	70.1	69.7	71.8	70.0	68.5	73.8	89.4	74.5	76.2	79.8
H25年度実車キロ	71.0	68.8	71.2	74.1	75.1							

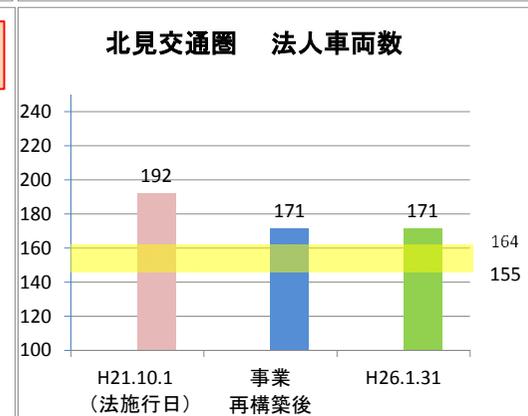
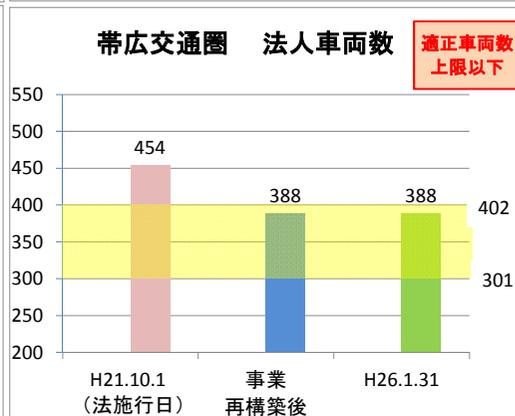
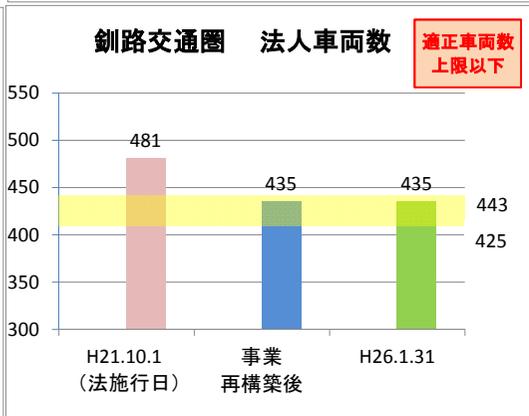
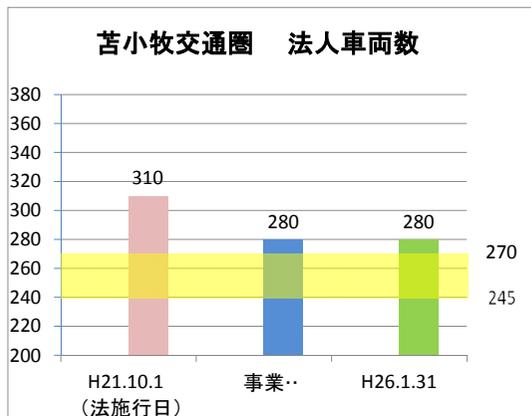
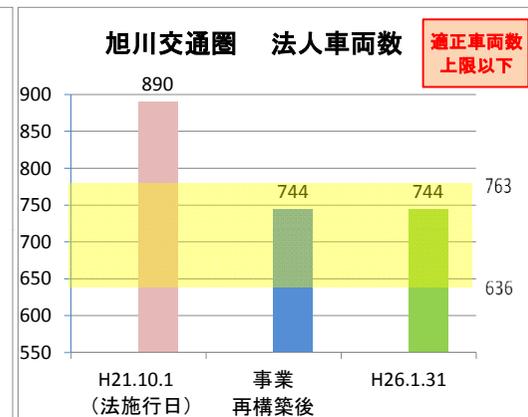
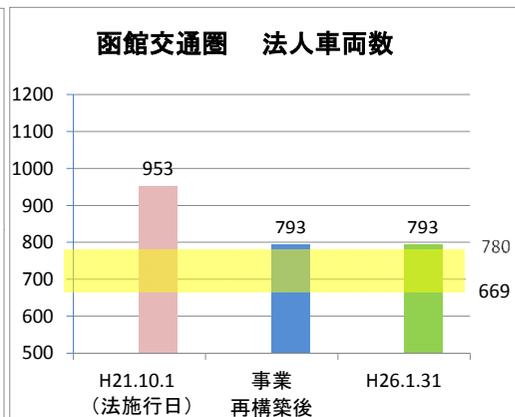
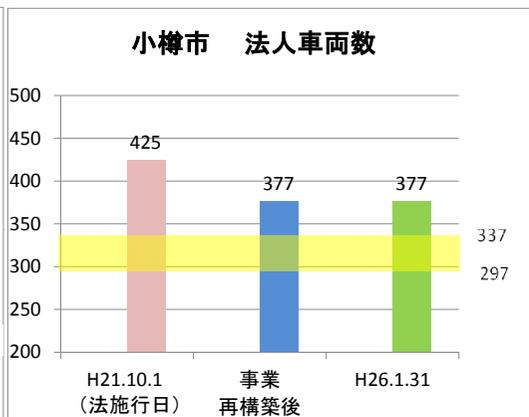
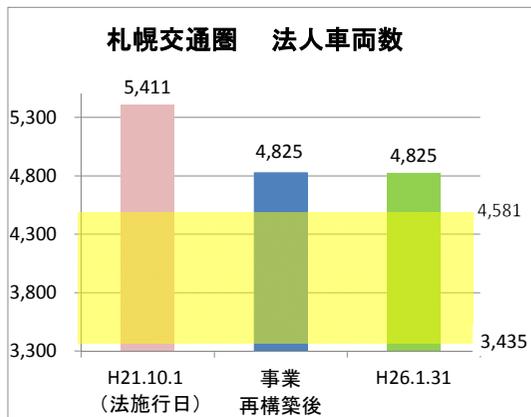
特定事業計画申請状況（北海道運輸局）

※特定地域指定日 H21.10.1

【法人未申請事業者】札幌交通圏→休止事業者

H26.1.31 現在

区分	特定地域	特定事業計画認定申請				事業再構築		保有車両数				増減率 c/a	H26.1.31 現在 車両数	区分	地域	事業者数				
		対象 事業者数	申請 事業者数	未申請 事業者数	認定 事業者数	単独	共同	減休車車両数		H21.10.1 (法施行日) 車両数 (a)	道路運送 法による 減車					再構築後 (b)	増減数 a-b (c)	H21.10.1 (法施行日) 時点	H26.1.31 現在	増減数
								減車	休車											
法人	札幌交通圏	64	63	1	63	49	1(3社)	410	16	5,411	160	4,825	-586	-10.8%	4,825	札幌交通圏	1,321	1,267	-54	
	小樽市	9	9	0	9	9		48	0	425	0	377	-48	-11.3%	377	小樽市	103	95	-8	
	函館交通圏	23	23	0	23	14		36	30	953	94	793	-160	-16.8%	793	函館交通圏	106	92	-14	
	旭川交通圏	14	14	0	14	12		84	0	890	62	744	-146	-16.4%	744	旭川交通圏	211	168	-43	
	苫小牧交通圏	9	9	0	9	5		18	0	310	12	280	-30	-9.7%	280	苫小牧交通圏	28	22	-6	
	釧路交通圏	7	7	0	7	6		44	1	481	1	435	-46	-9.6%	435	釧路交通圏	82	65	-17	
	帯広交通圏	17	17	0	17	10		29	0	454	37	388	-66	-14.5%	388	帯広交通圏	72	70	-2	
	北見交通圏	5	5	0	5	5		21	0	192	0	171	-21	-10.9%	171	北見交通圏	26	24	-2	
		148	147	1	147	110	1	690	47	9,116	366	8,013	-1,103	-12.1%	8,013					



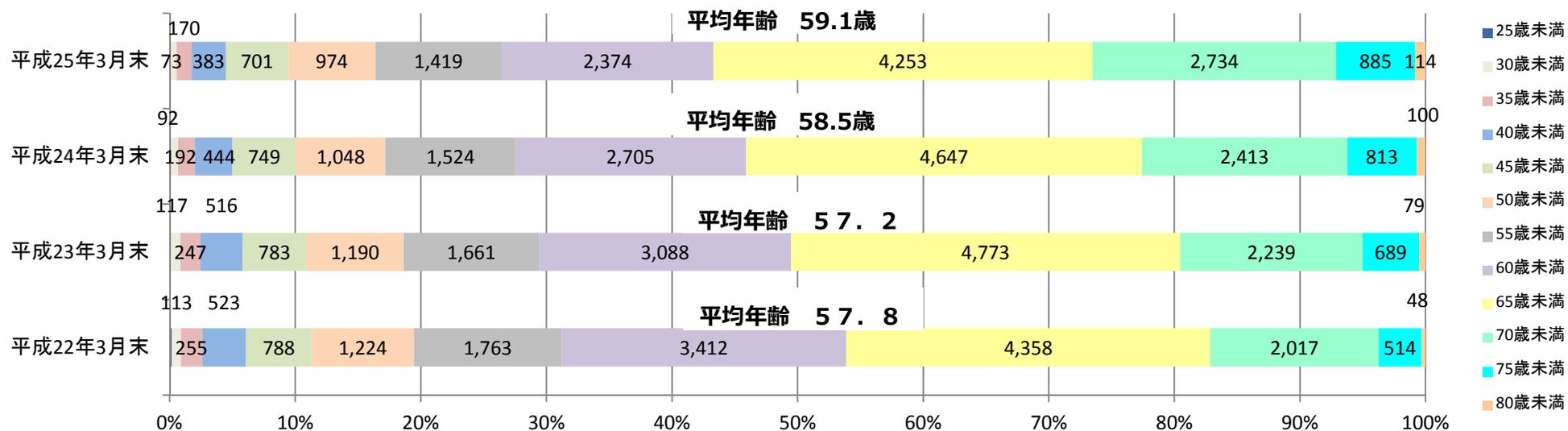
※協議会で示された適正車両数の上限と下限

法人タクシー タクシー運転者の年齢構成の推移（札幌交通圏）

平成22年から比較すると年々60歳以上の乗務員が増えてきており、平均年齢も上がり高齡化が進んでいる状況下にある。

登録者数

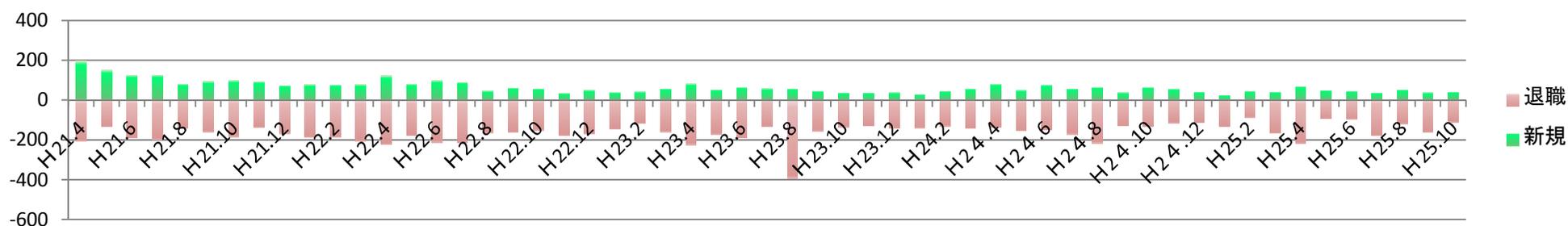
	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満	75歳未満	80歳未満	85歳未満	90歳未満	90歳以上	合計
平成22年3月末	24	113	255	523	788	1,224	1,763	3,412	4,358	2,017	514	48	0	0	0	15,039
平成23年3月末	16	117	247	516	783	1,190	1,661	3,088	4,773	2,239	689	79	2	0	0	15,400
平成24年3月末	8	92	192	444	749	1,048	1,524	2,705	4,647	2,413	813	100	4	0	0	14,739
平成25年3月末	6	73	170	383	701	974	1,419	2,374	4,253	2,734	885	114	2	0	0	14,088



タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（札幌交通圏）

乗務員の新規採用数は平成21年度は1200人余り、それ以降は700人から600人前後で推移してきている。
一方、退職者数は平成21年～23年にかけて2000人前後、平成24年度は1700人程度で推移している。

年月	H21.4	H21.5	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3
新規	197	151	123	125	80	93	98	92	72	78	75	78
退職	207	134	190	198	141	161	184	138	168	187	187	206
年月	H22.4	H22.5	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.10	H22.11	H22.12	H23.1	H23.2	H23.3
新規	122	80	99	89	45	59	55	34	49	38	41	55
退職	222	178	213	216	165	163	152	178	171	146	117	159
年月	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10	H23.11	H23.12	H24.1	H24.2	H24.3
新規	82	50	63	57	55	43	36	36	37	26	44	56
退職	225	173	190	134	394	156	136	131	142	140	132	143
年月	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3
新規	79	49	75	55	62	37	62	54	39	23	43	40
退職	138	154	150	172	217	129	134	115	114	134	86	167
年月	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3
新規	69	47	43	36	50	37	39					
退職	219	92	94	178	119	162	111					



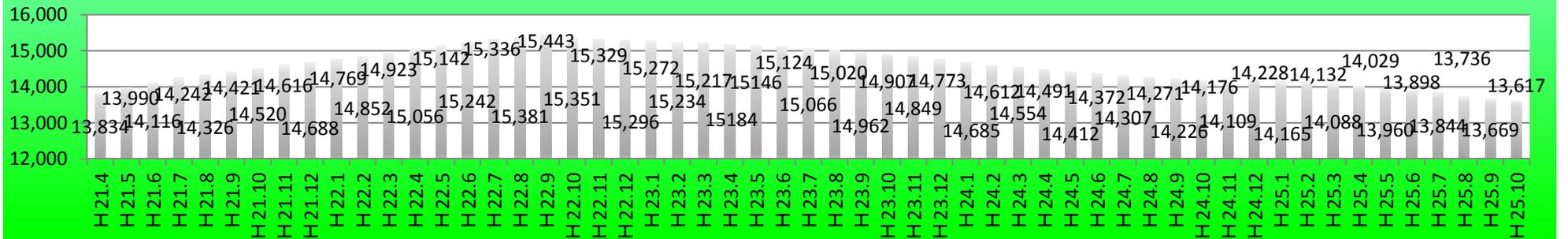
タクシー運転者の登録者数の推移（札幌交通圏）

平成22年9月までは登録者数が増加傾向にあったが、平成22年10月以降は徐々に減少傾向にある。

札幌交通圏で平成22年4月より各社が自主減車を行ったため減少していき続けていると考えられる。

年月	H21.4	H21.5	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3
登録者数	13,834	13,990	14,116	14,242	14,326	14,421	14,520	14,616	14,688	14,769	14,852	14,923
年月	H22.4	H22.5	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.10	H22.11	H22.12	H23.1	H23.2	H23.3
登録者数	15,056	15,142	15,242	15,336	15,381	15,443	15,351	15,329	15,296	15,272	15,234	15,217
年月	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10	H23.11	H23.12	H24.1	H24.2	H24.3
登録者数	15,184	15,146	15,124	15,066	15,020	14,962	14,907	14,849	14,773	14,685	14,612	14,554
年月	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3
登録者数	14,491	14,412	14,372	14,307	14,271	14,226	14,176	14,109	14,228	14,165	14,132	14,088
年月	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3
登録者数	14,029	13,960	13,898	13,844	13,736	13,669	13,617					

登録者数

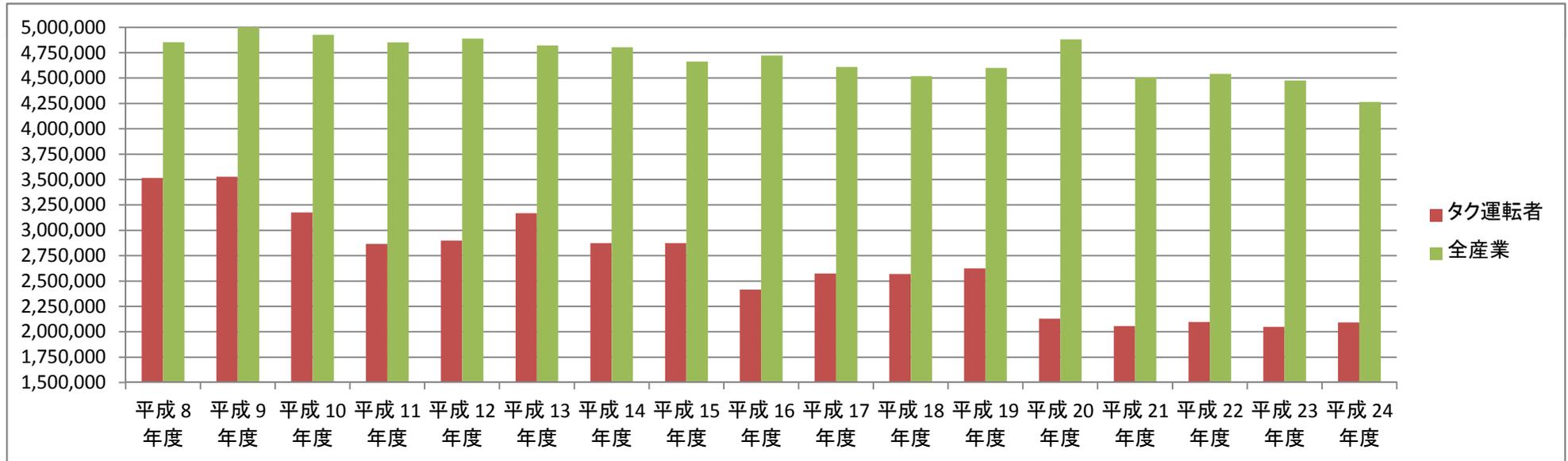


タクシー運転者の給与の推移（北海道全体）

厚生労働省
賃金構造基本統計調査報告

タクシー運転手の平均年収(北海道)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
タク運転者	3,514,400	3,527,700	3,176,300	2,865,700	2,900,000	3,169,100	2,874,400	2,874,500	2,416,300	2,575,600	2,569,400
全産業	4,851,900	5,035,100	4,925,000	4,851,400	4,887,900	4,821,200	4,802,000	4,662,800	4,722,200	4,609,200	4,518,600
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年					
タク運転者	2,624,700	2,129,900	2,055,600	2,096,900	2,050,100	2,092,500					
全産業	4,599,300	4,880,000	4,506,300	4,540,700	4,476,700	4,264,600					



違法駐車を適正化するための協会の取り組み

すすきの地区の違法駐車対策



ペナルティ制度（平成18年6月）

交差点内駐車・横断歩道上駐車⇒指導員現認
会社はペナルティとして違約金を払う

監視カメラの導入（平成19年4月）

22時～翌朝5時まで
カメラ設置台数 7台

監視カメラによるペナルティ制度（平成23年4月）

交差点内駐車・横断歩道上駐車
カメラにより3分間以上を確認した場合⇒違約金

JR札幌駅北口の違法駐車対策

空車タクの進入禁止区域 指定(平成11年11月)

指定時間 : 7時～24時
指定区間 : 北8西4～北7西5交差点の間他2区

乗り場・待機場の変更（平成19年12月）

乗り場 : 中型のりば廃止・普通車4台待機可能

監視カメラの導入（平成20年10月）

9時～24時まで
カメラ設置台数 2台

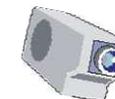
麻生5丁目道銀前の違法駐車対策

監視カメラの導入（平成24年2月）

8時半～24時半まで
カメラ設置台数 1台

監視カメラによるペナルティ制度（平成24年4月）

客待ち駐停車・Uターンして客を乗せる行為など
カメラにより確認した場合又は現指導員の現認⇒違約金



北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の現況について

北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度 「通称 夢大地北海道ガイドタクシー」
接遇マナー・観光知識に関する専門的な研修を受け、厳しい筆記試験に合格して「観光知識」と「おもてなしの心」を備えた
タクシー乗務員が安心・安全・快適に観光施設などをご案内する観光タクシーです。
ご利用の際は、認定機構事務局に事前に電話をいただくか、札幌市内の各ホテル・観光施設に置いてあるパンフレット
乗務員名簿等によりお客様が直接認定乗務員を手配することが可能です。



平成23年4月 初期生
176名の認定乗務員が誕生

平成24年4月 2期生
92名の認定乗務員が誕生

平成25年4月 3期生
109名の認定乗務員が誕生

平成26年10月 4期生
118名の新規申込があり現
在、認定乗務員を目指している

認定資格はレベルアップしていくことができます。(グリーン・シルバー・ゴールド)
経験年数や指定の検定に合格した認定乗務員がレベルアップ試験に合格することによりス
テップアップしていくことが可能です。
平成24年度に4名のシルバーの認定乗務員が誕生しております。



今後の展望と課題

今後は当初予定していた札幌交通圏の乗務員約12,000名の中から1,000名程度の認定乗務員を誕生させる目標に向け努力していく。
現在、「夢大地北海道ガイドタクシー認定制度」は札幌市が先行して行っているが今後は小樽、千歳、函館、旭川、十勝など全道に普及させていくことが使命である。
問題はこれまで札幌市の補助金で運営してきた認定制度を維持していくための運営費用を今後どのように賄っていくかが課題である。

ユニバーサルデザインタクシー導入の取り組みについて

国土交通省

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示(平成24年国土交通省告示第257号)第4条第1項の規定に基づき、及び一般乗用旅客自動車運送事業に係るユニバーサルデザインタクシーについて、その普及を促進するとともに、さらに優れたユニバーサルデザインタクシー車両の開発を促進することを目指した「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発報告書」(平成23年6月国土交通省自動車交通局)の趣旨に基づき、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーを国が認定する制度を創設し、これにより標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの普及等を図ることとする。



国内初のユニバーサルデザインタクシー、日産 NV200バネット



地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業の補助制度）事業実施の前提として、地域の協議会での議論を経て生活交通ネットワーク計画を策定。地方自治体の協調補助を要件とせず、事業費の分担については協議会で議論し、生活交通ネットワーク計画に記載。福祉タクシーの導入(車両購入・改造)
一般乗用旅客自動車⇒これらの者に運車両を貸与する者
補助率1/3

生活交通ネットワーク計画を策定するための地域協議会の設置

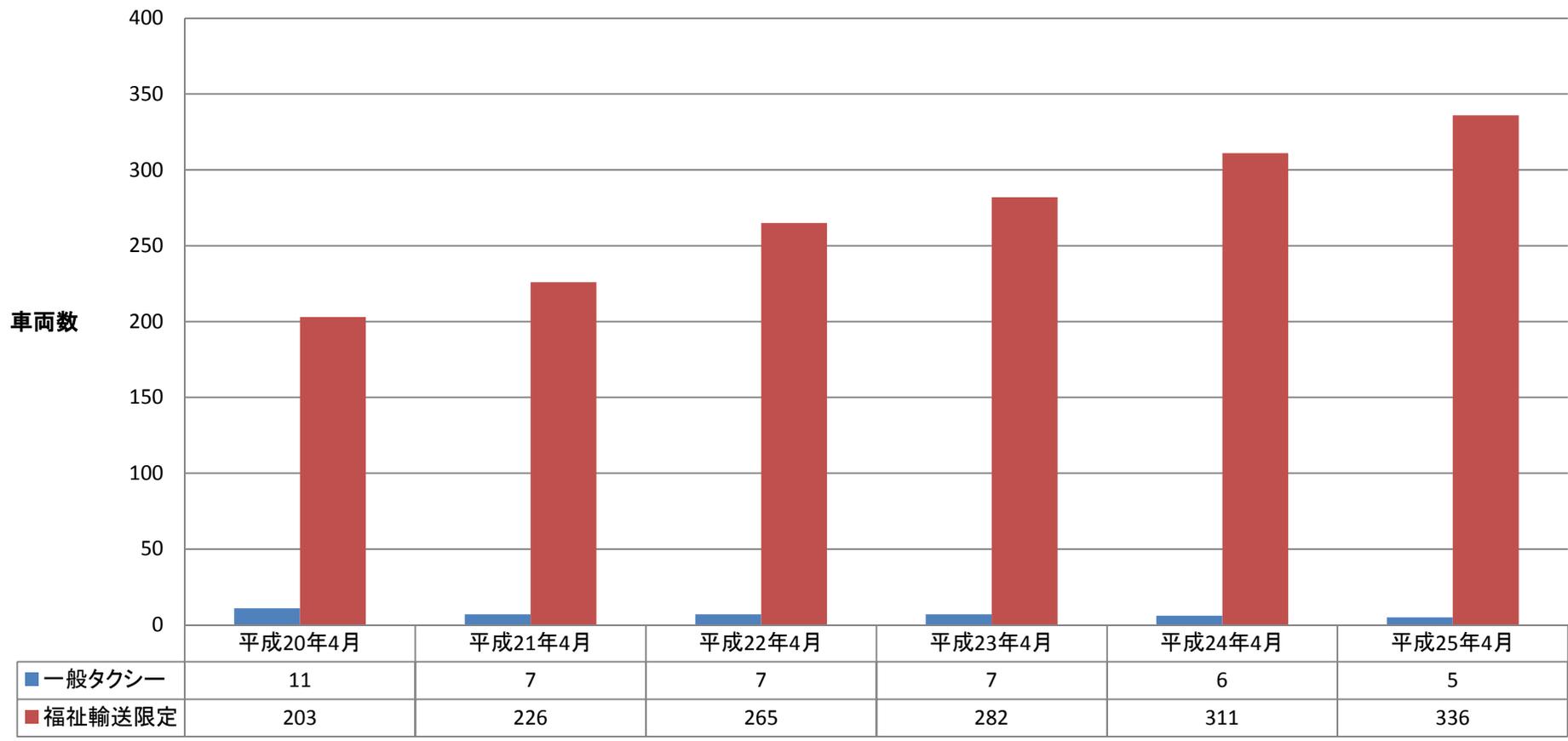
札幌運輸支局が主催する札幌地区タクシー協議会をH24.10.24日に開催
計画書を策定する協議会として
タクシー協議会の中に分科会を新たに設けること決定した。
今後は札幌運輸支局管内のタクシー事業者が補助金を利用して福祉タクシー
ユニバーサルデザインタクシーを導入する場合はこの協議会に諮ることになる。
平成25年10月現在、2社3両が補助金を利用して福祉タクシー導入している。

ユニバーサルデザインタクシーの導入（平成25年10月現在）
札幌交通圏 1事業者 1両 ⇒ 現在は千歳営業所に移動

福祉タクシーの導入（平成25年10月現在）
札幌交通圏 6事業者 24両(福祉輸送限定会員1社含む)

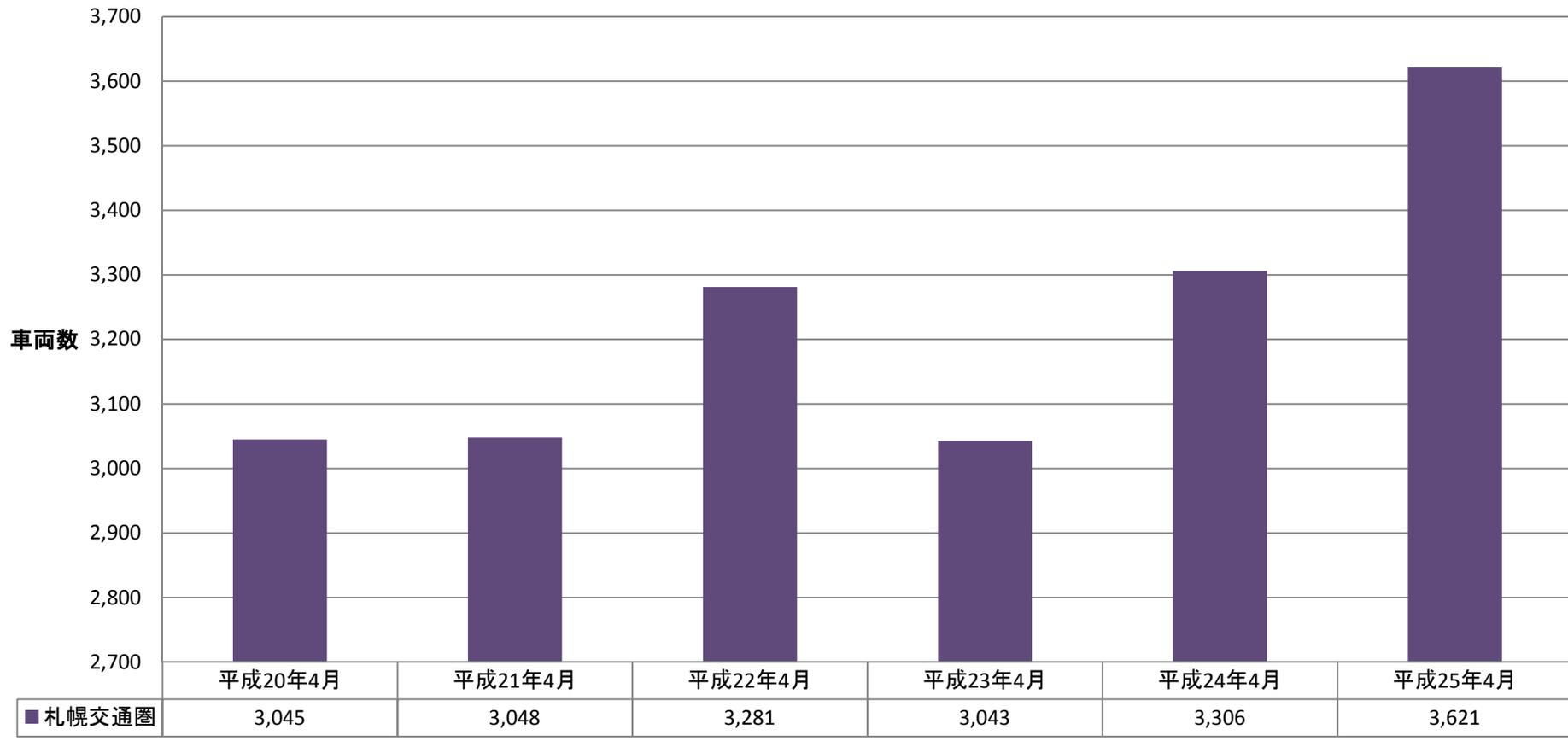
一般タクシー事業者の福祉タクシーと福祉輸送限定タクシーの導入状況

一般福祉タクシーと福祉輸送限定タクシーの推移



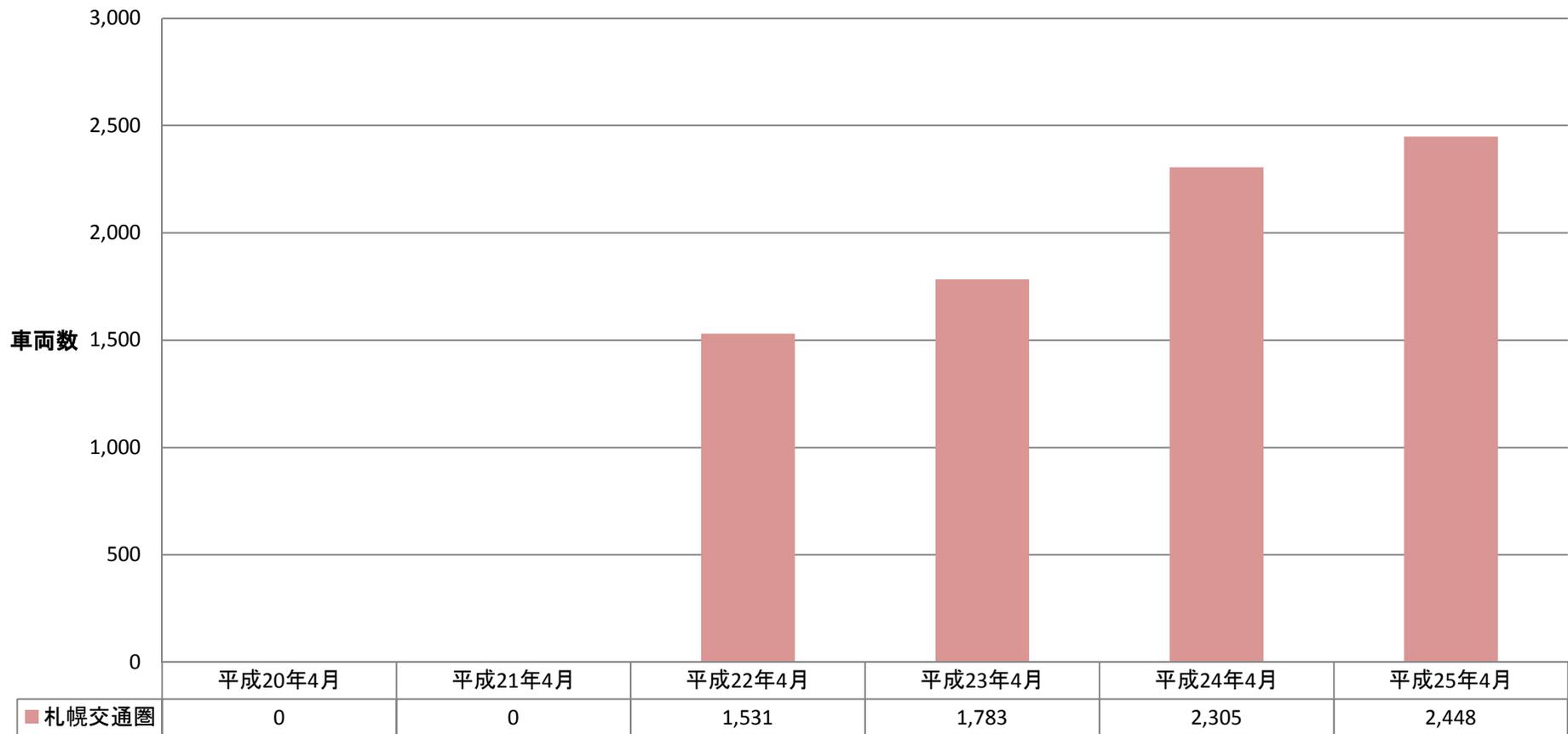
札幌交通圏 ドライブレコーダーの導入状況

ドライブレコーダー導入の推移



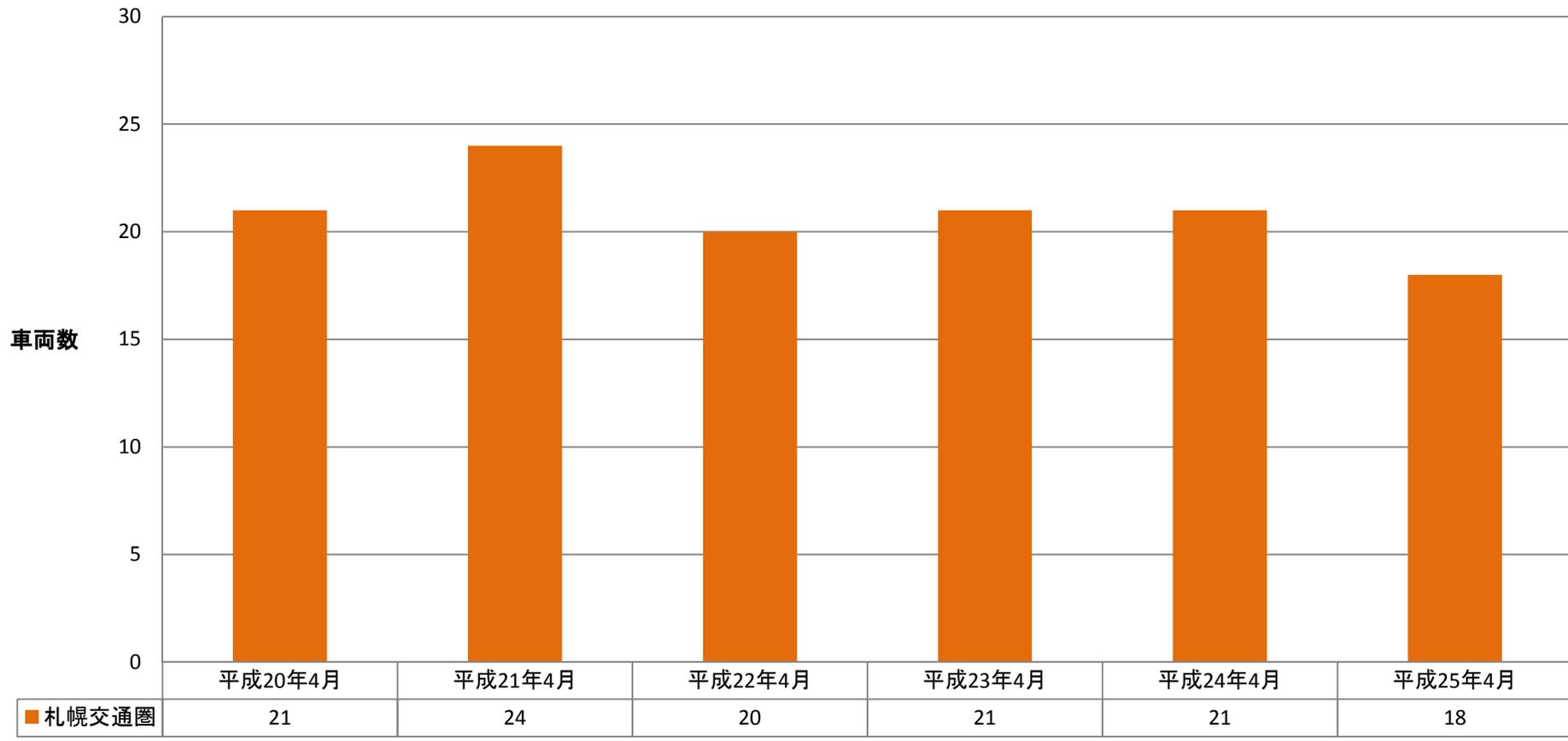
札幌交通圏 車内防犯カメラの導入状況

車内防犯カメラ導入の推移



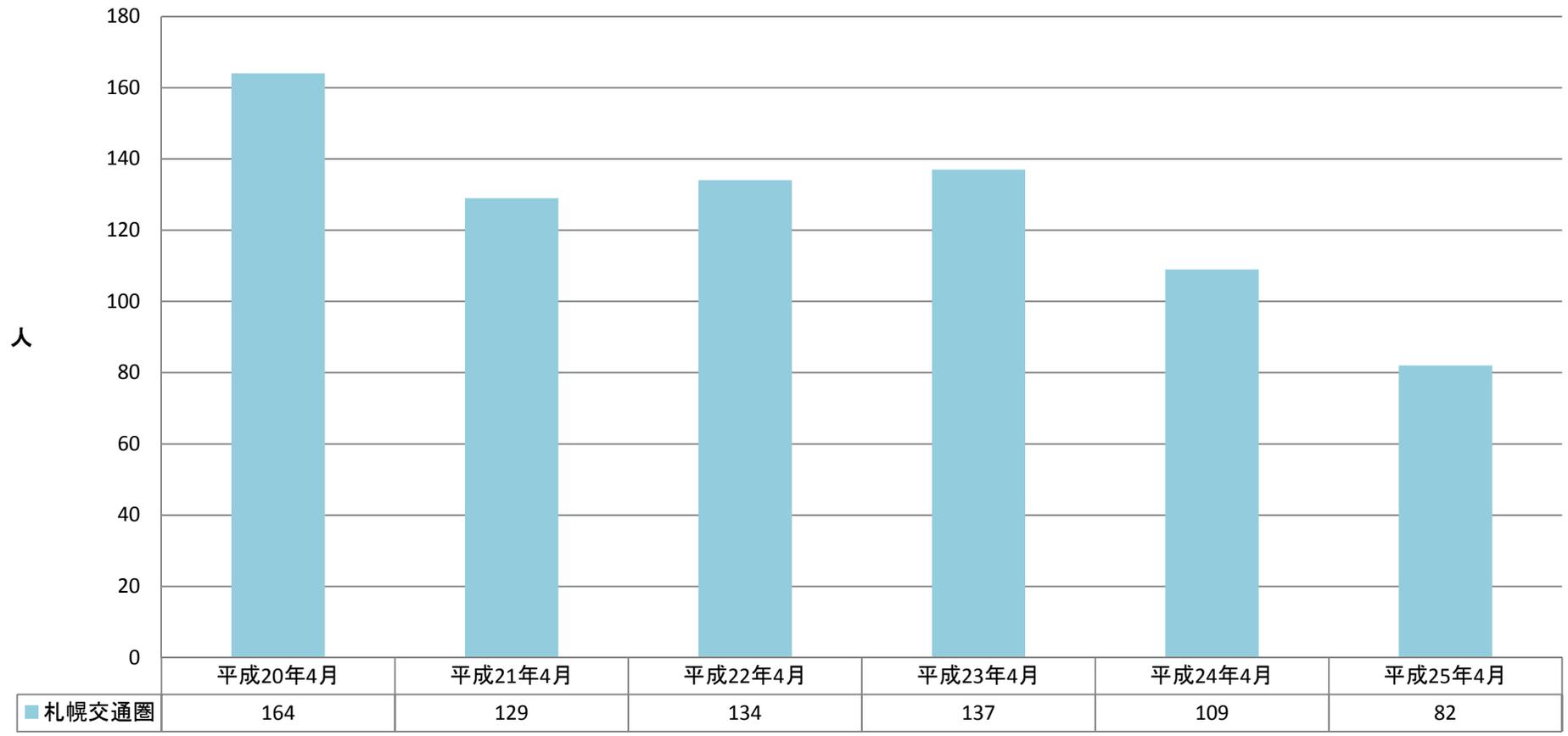
札幌交通圏 後部座席回転シート(ウェルキャブ)の導入状況

後部座席回転シート導入の推移



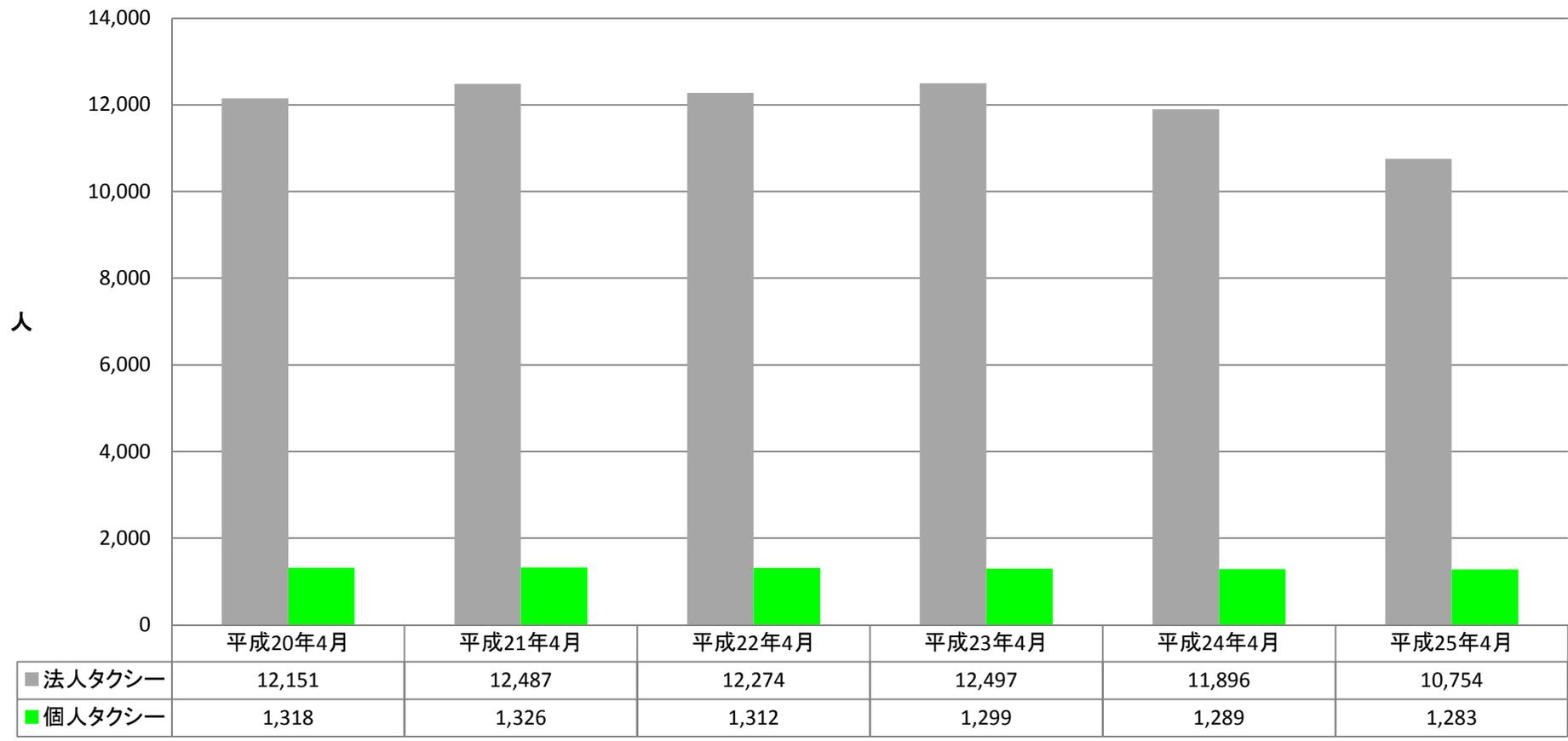
札幌交通圏 介護ヘルパー取得乗務員の導入状況

介護ヘルパー取得乗務員の導入の推移



法人タクシー乗務員と個人タクシー乗務員の推移

法人タクシー乗務員と個人タクシー乗務員の推移



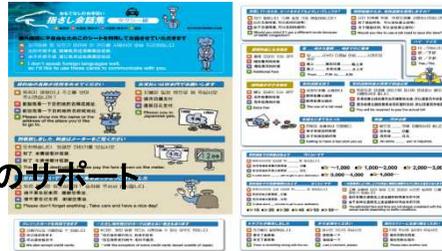
タクシー事業の活性化の推進

活性化に向けた取組

【札幌交通圏】

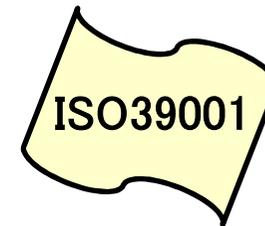
1. 「利便性向上」の取組

- ① 「指差し会話集」の改善
- ② 「スマホ配車」の普及促進
- ③ 「交通弱者」対策におけるタクシーのサポート
- ④ バス代替としての「乗合タクシー」
- ⑤ 「観光ルート別運賃」の充実



2. 「イメージ向上」の取組

- ① 業界自ら取り組む「優良事業者認証認定制度」
- ② 「北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度」の充実
- ③ 道路交通安全マネジメント国際規格認証取得の推進 (ISO39001)



3. 「利用促進キャンペーン」との連携

- ① 「公共交通利用で道産酒類のある豊かなライフスタイル」キャンペーンとの連携
- ② 「北海道ロングステイ 船に乗って知り尽くそうとの連携」



http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/



外国人ひとり歩き
受入マニュアル

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/minimum/index.html

北海道運輸局
Hokkaido District Transport Bureau

外国人ひとり歩き 受入 マニュアル
ミニマム言語バリアフリー

外国人受入支援として、言語バリアフリーのためのアイデアや方法をまとめたマニュアルです。項目をクリックすると PDF資料をダウンロードすることができます。ご自由に活用ください。

このマニュアルについて

外国人をもっと知ろう

外国人を受け入れるに当たって

- ミニマム言語バリアフリーの考え方
- 段階的言語バリアフリー化の取組
- 情報提供の場所と求められる情報内容

施設・拠点別情報提供の留意点

- 駅・ターミナル
- バス、タクシー
- 観光案内所
- 観光施設・トイレ
- 飲食店
- 商店（土産品店）
- 宿泊施設
- まち歩き

自己診断

「インバウンド対応度」自己診断
•インバウンド対応度自己診断
•ミニマムバリアフリーチェックリスト

すぐに使える
翻訳事例集

- 翻訳事例集1
よく使う言葉の多言語対訳表(pdf)
- 翻訳事例集2
かんたんにつくれる飲食店メニュー(pdf)

簡便な情報ツールの作成と活用

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法) による制度変更のポイント

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

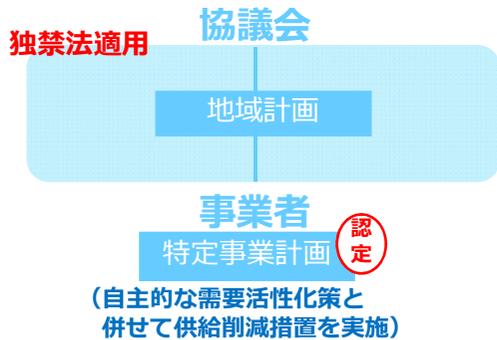
原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年

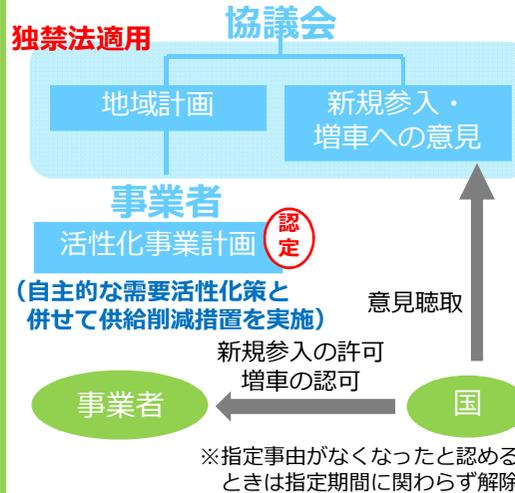


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

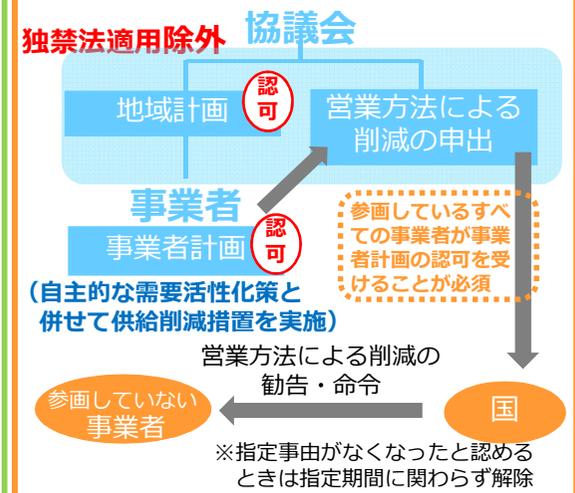


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（運審諮問・大臣指定）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

協議会の構成員

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. 地方運輸局長
2. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
3. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
4. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
5. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
6. 鉄道事業者、バス事業者等
7. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
8. 都道府県労働局又は労働基準監督署
9. 都道府県公安委員会
10. その他協議会が必要と認める者を列記

協議会の構成員

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
2. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
3. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
4. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
5. 鉄道事業者、バス事業者等（〇〇株式会社）
6. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
7. 都道府県労働局又は労働基準監督署
8. 都道府県公安委員会
9. その他協議会が必要と認める者を列記

地方運輸局長が構成員から外れる。

札幌交通圏タクシー事業
適正化・活性化協議会設置要綱

制 定：平成21年10月30日
一部改正：平成24年11月26日
一部改正：平成26年 1月21日

(目的)

第1条 札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、札幌交通圏(特定地域)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 協議会の運営方法

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

1 法第8条第1項に掲げる者

- (1) 北海道運輸局長
- (2) 北海道知事、札幌市長、江別市長、石狩市長、北広島市長又はそれらの指名する者
- (3) 一般社団法人札幌地区ハイヤー協会会長
- (4) 一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長
- (5) タクシー事業者(タクシー協会等に所属している者を除く。)
- (6) 全国交通運輸労働組合総連合(交通労連)北海道地方総支部を代表する者
- (7) 全国自動車交通労働組合連合会(全自交)北海道地方連合会を代表する者
- (8) 全国自動車交通労働組合総連合会(自交総連)北海道地方連合会を代表する者
- (9) 札幌商工会議所会頭又はそれらの指名する者
- (10) 一般社団法人札幌消費者協会会長又はそれらの指名する者

2 法第8条第2項に掲げる者

- (1) 札幌大学大学院経営学研究科教授 千葉博正
- (2) 北海学園大学経済学部准教授 川村雅則
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局長
- (4) 北海道労働局局長又はその指名する者
- (5) 北海道警察本部本部長又はその指名する者

3 協議会は、前第1項の(2)~(10)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前第2項に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

5 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 5 協議会に事務局長をおき、会長が指名する。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 8 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長、座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 北海道運輸局長が合意していること。
 - ② 北海道知事及び札幌市長、江別市長、石狩市長、北広島市長が合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 札幌商工会議所会頭及び札幌消費者協会会長が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① ②①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長が合意していること。
- ② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

10 協議会は、地域計画の作成までは2ヶ月ごとを目安として、作成後は定期的を開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の14日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

第八条

特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者
- 3 協議会は、第一項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条

旧特定地域について、新特定地域等特措法第三条第一項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第八条第一項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）であって、**新特定地域等特措法第八条第三項の基準に適合するものは、同条第一項の規定により組織された協議会（以下「新協議会」という。）とみなす。**

第四条

旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第九条第一項の規定により作成されている地域計画（**前条の規定により新協議会とみなされる旧協議会が作成したものに限る。**以下「旧地域計画」という。）であって、新特定地域等特措法第四条第一項の規定に基づき定められた基本方針に適合するものは、新特定地域等特措法第九条第一項の規定により作成された準特定地域計画（次条において単に「準特定地域計画」という。）**とみなす。**

第五条

旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第十一条第一項の規定により作成されている特定事業計画（**前条の規定により準特定地域計画とみなされる旧地域計画に係るものに限る。**）は、新特定地域等特措法第十一条第一項の規定により作成された活性化事業計画**とみなす。**